

一 般 仕 様 書

この仕様書は、雲南市（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する次の業務に適用する。

1. 業務名

雲南市浄化槽保守点検記録票等パンチデータ作成業務（その2）

2. 業務概要

業務は、甲が貸与する保守点検記録票（以下「点検票」という。）及び清掃記録票（以下「清掃票」という。）について、乙がこの仕様書に基づいてパンチデータを作成し、そのデータを磁気媒体に記録して甲に納品するものとする。

3. 業務日程等

- （1）業務日程は別表のとおりとする。
- （2）日程の期間内で、甲乙協議のうえ貸与日と納品日を設ける。
- （3）最終のデータ納品日は、点検票及び清掃票の提出状況により甲乙協議のうえ変更することができる。

【別表：業務日程】

最初の点検票及び清掃票貸与日	最終のデータ納品日
令和7年11月28日（金）	令和8年3月27日（金）

4. 作成予定件数

パンチデータの作成予定件数は、点検票3,082件、清掃票1,136件とする。ただし、総数は確定数ではなく、また保証するものでもない。

5. 履行場所

業務の履行は日本国内で行うこととし、業務で扱う個人情報の流出がないよう必要な措置を講じられていなければならない。

6. パンチデータの作成

- （1）入力原票およびファイルレイアウトは別に定める。入力現票は複数種類があるが、入力項目は同じである。レイアウトは変更する可能性がある。
- （2）文字コードは、シフトJISとする。
- （3）パンチ入力は、データ品質確保のため異なる作業者によって2回入力する。
- （4）記録する磁気媒体は、CD-Rとする。

7. 入札について

- (1) 業務に対する入札額は、点検票及び清掃票のパンチデータ作成予定件数の総数に、1件あたりの単価を乗じて算出した金額の合計額とする。

8. 個人情報の保護

乙は、業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては「雲南市個人情報保護条例」及び別記「個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

9. その他

この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。